

## 「プレストレスコンクリート技術(2025年7月)」

## 正 誤 表

「第5章 架設および安全管理」に誤りがありました。つきましては、以下の下線部について、記載の通りお詫びして訂正いたします。

	313 頁
<b>【誤】</b>	<p>5.3 安全管理      &lt;省略&gt;</p> <p>5.3.2 工事計画の届出について      &lt;省略&gt;</p> <p>(1) 建設工事の計画と届出      労働安全衛生法<u>第88条第4項</u>に基づき、計画届出を必要とする建設業の仕事の種類を示す(表-5.3.1を参照のこと)。届出期限は14日前である。</p> <p>(2) 型枠支保工や足場など設備の届出      労働安全衛生法第88条第2項(<u>第1項の準用規定</u>)に基づき、計画届出を必要とする設備の種類を示す(表-5.3.2を参照のこと)。届出期限は<u>14日前</u>である。</p> <p>(3) 機械の届出      労働安全衛生法第20条第1項、第41条2項、第38条第3項、88条第1~2項、<u>第100条1項</u>に基づき、計画届出又は報告を必要とする機械の種類を示す(表-5.3.3を参照のこと)。届出期限は30日前で、報告は事前に必要である。</p>
<b>【正】</b>	<p>5.3 安全管理      &lt;省略&gt;</p> <p>5.3.2 工事計画の届出について      &lt;省略&gt;</p> <p>(1) 建設工事の計画と届出      労働安全衛生法<u>第88条第3項</u>に基づき、計画届出を必要とする建設業の仕事の種類を示す(表-5.3.1を参照のこと)。届出期限は14日前である。</p> <p>(2) 型枠支保工や足場など設備の届出      労働安全衛生法第88条第2項に基づき、計画届出を必要とする設備の種類を示す(表-5.3.2を参照のこと)。届出期限は<u>30日前</u>である。</p> <p>(3) 機械の届出      労働安全衛生法第20条第1項、第41条2項、第38条第3項、88条第1~2項に基づき、計画届出又は報告を必要とする機械の種類を示す(表-5.3.3を参照のこと)。届出期限は30日前で、報告は事前に必要である。</p>

	314 頁				
	表-5.3.2 届出を要する設備の種類 <sup>5.16)</sup>				
【誤】	名 称	規 模	事 項	備 考	関係条文
	型枠支保工	支柱工高さ 3.5m以上	1. コンクリート構造物の概要 2. 構造、材質、主要寸法 3. 設置期間	<u>スラブ、梁</u>	
	架 設 通 路	高さ、長さ 10m以上	1. 設置個所 2. 構造、材質、主要寸法 3. 設置移管	組み立てより 解体 60 日未 満適用除外	安衛法 88 <u>安衛則</u> <u>84条の2</u> <u>安衛則 88</u>
	足 場	1. 高さ 10m以上 2. 吊り足場、張出し足場	1. 設置個所 2. 種類用途 3. 構造。材質、主要寸法	同 上	
【正】	起 動 装 置		安衛則別表第 7	設置より廃止 6か月未満適 用除外	
	名 称	規 模	事 項	備 考	関係条文
	型枠支保工	支柱工高さ 3.5m以上	1. コンクリート構造物の概要 2. 構造、材質、主要寸法 3. 設置期間		
	架 設 通 路	高さ、長さ 10m以上	1. 設置個所 2. 構造、材質、主要寸法 3. 設置移管	組み立てより 解体 60 日未 満適用除外	安衛法 88 <u>安衛則</u> <u>85, 86</u>
	足 場	1. 高さ 10m以上 2. 吊り足場、張出し足場	1. 設置個所 2. 種類用途 3. 構造。材質、主要寸法	同 上	
	起 動 装 置		安衛則別表第 7	設置より廃止 6か月未満適 用除外	